「(仮称) 言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」骨子案

1 手話を必要とする人の状況について

日本語を含む音声言語は聴覚を前提とする言語であり、聴覚障がいのある人の中には、その 障がい特性のため、**聴覚を前提としない言語である手話が必須である場合や手話が最も使用し やすい意思疎通手段となる場合**がある。

2 手話の特件

- (1) 手話は、手や指、顔の動き等を使って表現する非音声言語であり、日本語と異なる文法 体系を有するものがあるという特性がある。また、その通訳のためには、一定の期間をか けて習得する必要があり、情報処理技術等の革新による代替が難しい面もある。
- (2) 近年になって多様な意思疎通手段を用いた教育が導入され、手話の認知が進んではいる ものの、過去には、手話は、公教育においてその使用を制約されてきた経緯があった。

3 条例制定の必要性

- (1) 手話には他の意思疎通手段とは異なる特性があり、手話以外の手段による意思疎通が難しい人が一定数いるが、そのような特性が十分に理解されていないため、依然として手話を用いなくても字幕や筆談を用いることで内容が理解できているとの誤解を受けるなど、日常生活や社会生活を営む前提となる他者との意思疎通において、課題を抱えている人がいる。
- (2) こうした状況を踏まえ、県民に対して手話についての理解促進を図ることに加え、手話による情報発信を行うことや、手話の通訳を行う者を積極的に養成し派遣すること等により、聴覚に障がいのある人のうち手話を必要とする人(以下「手話を必要とする人」という。)が、手話による意思表示や情報の取得を行いやすい環境(以下「手話を使用しやすい環境」という。)を整備することが必要である。
- (3) また、いわて県民計画(2019~2028)では「幸福を追求していくことができる地域社会の実現」を掲げており、他者との意思疎通は、人間が社会に参画し自己実現を図る上での根幹をなすものであることから、手話を必要とする人が現在置かれている状況を改善し、手話を使用しやすい環境を整備することで、生きにくさを生きやすさに転換することが、同計画の着実な推進には不可欠である。
- (4) このことから、手話が過去に公教育においてその使用を制約されてきた経緯等も踏まえ、 条例を制定することにより、手話を使用しやすい環境の整備について県として恒久的に取 り組もうとするものである。

4 制定の趣旨・目的

- (1) 手話を使用しやすい環境の整備に関し基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者 (以下「県民等」という。)の役割を明らかにする。
- (2) 併せて、手話を使用しやすい環境の整備のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定め、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進し、もって手話を必要とする人を含む全ての人が共生することのできる地域社会を実現する。

5 条例骨子案

(1) 目的

条例の制定の目的について定める。

(2) 基本理念

手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるとの認識の下に行われなければならないという条例の基本理念について定める。

(3) 県の責務

手話を使用しやすい環境の整備に関する総合的な施策を策定するとともに実施するという、 県の責務について定める。

(4) 県民等の役割

手話に対する理解を深めるとともに、手話を使用しやすい環境の整備に関する県の施策に協力するよう努めるという県民等の役割について定める。

(5) 市町村等との連携及び協力

手話を使用しやすい環境の整備を図るに当たっての市町村その他の関係機関及び関係団体との連携及び市町村等の取組への協力について定める。

(6) 手話を使用しやすい環境の整備に係る施策の策定及び推進

手話を使用しやすい環境の整備に関して必要な施策を都道府県障害者計画において定め、これを効果的かつ計画的に推進することについて定める。

(7) 手話を学ぶ機会等の確保

県民が手話についての理解を深め、及び手話を学ぶ機会の確保について定める。

(8) 手話を用いた情報発信等

県による手話を用いた県政に係る情報の発信について定めるとともに、災害その他非常の 事態の場合において手話を必要とする人が情報を取得しやすくなるよう、県が市町村に協力 することについて定める。

(9) 手話通訳者等の養成等

手話通訳者等の養成、技術の向上等について定める。

(10) 手話を必要とする幼児、児童又は生徒の手話の習得機会の提供等

聴覚に障がいのある人のうち手話を必要とする幼児、児童又は生徒に対する手話の習得の 機会の提供その他必要な支援について定める。

(11) 財政上の措置

手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の推進のための財政上の措置について定める。

(12) 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。